

事務・権限概要シート

出先機関名：地方厚生（支）局 整理番号（ 5 ）

事務・権限概要シート（個票）

自己仕分けの際の事務・権限名	国開設病院等の監督
----------------	-----------

【移譲対象となる事務・権限】

自己仕分けで移譲すると整理した事務・権限の具体的な内容	<p>（移譲する事務・権限名）</p> <p>○国の開設する病院等の医療法に関する手続き</p> <p>（具体的な内容）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国の開設する病院等についての開設承認等並びに管理者の管理等の承認に関する事項で重要なもの ・国の開設する病院等についての使用承認に関する事項 ・国の開設する病院等の開設承認事項の変更の承認に関する事項 ・国の開設する病院等についての施設の使用制限等並びに管理者の変更の申出に関する事項 ・国の開設する診療所の通知等に関する事項 等 <p>（留意点）</p> <p>国の開設する病院等は、主に地域医療を担う一般の医療機関とは異なり、高度又は先駆的な医療の提供や最先端の医療の研究開発等の政策目的を達成するためのものである。したがって、例えば国が精神疾患専門の病院を開設する場合や触法病棟やハンセン病療養所の病床変更の手続を行う場合等について、政策医療の提供に支障をきたすことがないよう、あらかじめ国が承認の基準を定める等何らかの方策を講じることとした上で、都道府県等に委譲することは可能である。</p>
予算の状況 （単位：百万円）	国立医療機関使用前検査実施経費 3百万円（平成22年度予算）
関係職員数	104人の内数（平成22年7月1日現在）
事務量（アウトプット）	開設承認事項の変更・使用の承認件数 H19 1,847件 H20 1,851件 H21 2,004件
備考	国の開設する病院等としては、国立ハンセン病療養所、（独）国立高度専門医療センター、（独）国立病院機構の開設する病院等がある。

【参考：平成22年に行った自己仕分けの結果】

事務・権限の概要	<p>【目的】</p> <p>国開設病院について、医療法及び関連法令に基づき、開設の承認を行うこと、当該医療機関が医療法等に規定された人員及び構造設備を有し、かつ、適正な管理を行っているか否かについて検査し、不適正な場合は申出等を通じ改善を図ることにより、良質で適正な医療を行う場にふさわしいものとし、国開設病院等の設立趣旨にかなったものとする。</p> <p>【根拠法令】</p> <p>医療法（昭和23年法律第205号）第6条、第7条第1項及び第3項、第12条第2項、第24条第1項、第27条、第28条 医療法施行令（昭和23年政令第326号）第1条から第3条、第4条の5</p>
----------	--

	<p>【関係する計画・通知等】 昭和 39 年 3 月 19 日閣議決定「医療法の一部を改正する法律の施行に伴う国の開設する病院の取扱いについて」</p> <p>【具体的な業務内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国の開設する病院等についての開設承認等並びに管理者の管理等の承認に関する事項で重要なもの ・国の開設する病院等についての使用承認に関する事項 ・国の開設する病院等の開設承認事項の変更の承認に関する事項 ・国の開設する病院等についての施設の使用制限等並びに管理者の変更の申出に関する事項 ・国の開設する診療所の通知等に関する事項
予算の状況 (単位：百万円)	国立医療機関使用前検査実施経費 3 百万円(平成 22 年度予算)
関係職員数	104 人の内数(平成 22 年 7 月 1 日現在)
事務量 (アウト プット)	開設承認事項の変更・使用の承認件数 H19 1,847 件 H20 1,851 件 H21 2,004 件
地方側の意見	全国知事会 出先機関原則廃止 P T の最終報告：地方へ移譲
その他各方面の 意見	—
既往の政府方針 等	—
自己仕分け 【仕分け結果】 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;">A-a</div>	<p>国の開設する病院等は、主に地域医療を担う一般の医療機関とは異なり、高度又は先駆的な医療の提供や最先端の医療の研究開発等の政策目的を達成するためのものである。このため、当該政策目的を達成するために、本事務・権限は国の医療政策の一環として行われるのが適当であると考えられる。</p> <p>しかし、例えば国が精神疾患専門の病院を開設する場合や触法病棟に係る病床の増設、ハンセン病療養所の減床等を行う場合等について、都道府県知事等の承認等が得られず政策医療の提供に支障をきたすことがないよう、あらかじめ国が承認等の基準を定める等何らかの方策を講じることとした上で、都道府県等に委譲することは可能である。</p> <p>※ 当該業務を適時適切に実施することが可能な人員体制及び広域的な連携体制が整備されること、移譲した業務についてはその責任を地方において負うことを条件とする。さもなければ、移譲後においても、必要に応じて国による最低限の関与を行う点に留意されたい。</p>
備考	国の開設する病院等としては、国立ハンセン病療養所、(独)国立高度専門医療センター、(独)国立病院機構の開設する病院等がある。

事務・権限概要シート

出先機関名：地方厚生（支）局	整理番号（6-①）
----------------	-----------

事務・権限概要シート（個票）	
自己仕分けの際の事務・権限名	指定医療機関等の指定 ・「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律」に規定する指定医療機関の指定

【移譲対象となる事務・権限】

自己仕分けで移譲すると整理した事務・権限の具体的な内容	（移譲する事務・権限名） ○「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律」に規定する指定医療機関の指定 （具体的な内容） ・指定医療機関の指定 ・指定医療機関の指定の取消 ・指定医療機関に係る報告徴収 等
予算の状況 （単位：百万円）	共通経費等の内数（平成 22 年度予算）
関係職員数	69 人の内数（平成 22 年 7 月 1 日現在）
事務量（アウトプット）	・原子爆弾被爆者に対する指定医療機関の指定 (1) 指定医療機関数 H19 875 H20 1,048 H21 1,413 (2) 指定件数 H19 45 件 H20 180 件 H21 394 件 (3) 指定の取消し件数 H19 0 件 H20 0 件 H21 0 件 (4) 変更届等の受理件数 H19 10 件 H20 44 件 H21 22 件 (5) 指定の辞退の申し出の受理件数 H19 5 件 H20 12 件 H21 36 件
備考	

【参考：平成 22 年に行った自己仕分けの結果】

事務・権限の概要	【根拠法令】 「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律」 【具体的な業務】 ・「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律」に規定する指定医療機関の指定 「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律」に基づき、原爆症認定患者に対する医療について、国の責任において適正な医療の水準や内容を担保するため、原爆症認定を受けた被爆者に対して、医療の給付を行う医療機関の指定等を行う。 《主な業務》 ①指定医療機関の指定 ②指定医療機関の指定の取消 ③指定医療機関に係る報告徴収 等
予算の状況 （単位：百万円）	共通経費等の内数（平成 22 年度予算）

関係職員数	69 人の内数(平成 22 年 7 月 1 日現在)
事務量 (アウト プット)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 原子爆弾被爆者に対する指定医療機関の指定 (1) 指定医療機関数 H19 875 H20 1,048 H21 1,413 (2) 指定件数 H19 45 件 H20 180 件 H21 394 件 (3) 指定の取消し件数 H19 0 件 H20 0 件 H21 0 件 (4) 変更届等の受理件数 H19 10 件 H20 44 件 H21 22 件 (5) 指定の辞退の申し出の受理件数 H19 5 件 H20 12 件 H21 36 件
地方側の意見	全国知事会 出先機関原則廃止 P T の最終報告：地方へ移譲
その他各方面の 意見	－
既往の政府方針 等	－
自己仕分け 【仕分け結果】 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">A-a</div>	<p>被爆者対策については、「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律」前文において、国の責任により、被爆者に対する保健、医療及び福祉にわたる総合的な援護施策を講じることとされている。</p> <p>なかでも、原爆症認定患者に対する医療については、国の責任において、国が医療費全額を負担しており、国が負担者の立場から、当該医療を担当する指定医療機関の指定から監督（指定の取り消しを含む）までを一貫して行っているため、引き続き実施するのが適当であると考ええる。</p> <p>しかし、必ずしも国の機関だけが行うことのできる事務・権限ではなく、的確な執行体制の整備がなされれば、例えば法定受託事務の形で地方が行うことも可能と考ええる。</p> <p>一方で、都道府県へ権限を移譲することとした際には、人員配置等、都道府県に大きな負担を強いることとなるため、都道府県の理解が不可欠である。</p> <p>※ 当該業務を適時適切に実施することが可能な人員体制及び広域的な連携体制が整備されること、移譲した業務についてはその責任を地方において負うことを条件とする。さもなければ、移譲後においても、必要に応じて国による最低限の関与を行う点に留意されたい。</p>
備考	

事務・権限概要シート

出先機関名：地方厚生(支)局	整理番号（6-②）
----------------	-----------

事務・権限概要シート（個票）	
自己仕分けの際の事務・権限名	指定医療機関等の指定 ・ 特定感染症指定医療機関からの報告聴取等

【移譲対象となる事務・権限】

自己仕分けで移譲すると整理した事務・権限の具体的な内容	<p>（移譲する事務・権限名）</p> <p>○ 特定感染症指定医療機関からの報告聴取等</p> <p>（具体的な内容）</p> <p>厚生労働大臣又は都道府県知事は、必要があると認めるときは、特定感染症指定医療機関の管理者に対して必要な報告、又は診療録その他の帳簿書類を検査させることができるというもの。</p>
予算の状況 （単位：百万円）	共通経費等の内数（平成 22 年度予算）
関係職員数	69 人の内数（平成 22 年 7 月 1 日現在）
事務量（アウトプット）	<p>・ 特定感染症医療機関からの報告聴取等</p> <p>(1) 指定医療機関数 H19 3 件 H20 3 件 H21 3 件</p> <p>(2) 病床数 H19 8 H20 8 H21 8</p> <p>(3) 報告の受理件数 H19 0 件 H20 0 件 H21 0 件</p> <p>(4) 立入調査件数 H19 0 件 H20 0 件 H21 0 件</p>
備考	

【参考：平成 22 年に行った自己仕分けの結果】

事務・権限の概要	<p>【根拠法令】</p> <p>「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」</p> <p>【具体的な業務】</p> <p>特定感染症指定医療機関からの報告聴取等</p> <p>感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 43 条第 1 項（報告の請求及び検査）に基づき、都道府県知事（特定感染症指定医療機関にあっては、厚生労働大臣又は都道府県知事とする。次項において同じ。）は、第三十七条第一項及び第三十七条の二第一項に規定する費用の負担を適正なものとするため必要があると認めるときは、感染症指定医療機関の管理者に対して必要な報告、又は診療録その他の帳簿書類を検査させることができる。</p>
予算の状況 （単位：百万円）	共通経費等の内数（平成 22 年度予算）
関係職員数	69 人の内数（平成 22 年 7 月 1 日現在）

<p>事務量（アウト プット）</p>	<p>・ 特定感染症医療機関からの報告聴取等 (1) 指定医療機関数 H19 3件 H20 3件 H21 3件 (2) 病床数 H19 8 H20 8 H21 8 (3) 報告の受理件数 H19 0件 H20 0件 H21 0件 (4) 立入調査件数 H19 0件 H20 0件 H21 0件</p>
<p>地方側の意見</p>	<p>全国知事会 出先機関原則廃止PTの最終報告：地方へ移譲</p>
<p>その他各方面の 意見</p>	<p>—</p>
<p>既往の政府方針 等</p>	<p>—</p>
<p>自己仕分け 【仕分け結果】 A-a</p>	<p>特定感染症指定医療機関は、重篤で未知の感染症であり、そのまん延が広範囲にわたり、国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある新感染症の患者を受け入れる機関であることから、国が当該指定医療機関の指定を行っている。また、その指定を行った医療機関の適正な運営確保の観点から、国が地方厚生局に委任して、報告徴収を行っている。</p> <p>しかし、必ずしも国の機関だけが行うことのできる事務・権限ではなく、的確な執行体制の整備がなされれば、例えば法定受託事務の形で地方が行うことも可能と考える。</p> <p>一方で、都道府県へ権限を委譲することとした際には、上記で述べたとおり、特定感染症指定医療機関の指定を国が行っていることから、都道府県の理解が不可欠である。</p> <p>※ 当該業務を適時適切に実施することが可能な人員体制及び広域的な連携体制が整備されること、移譲した業務についてはその責任を地方において負うことを条件とする。さもなければ、移譲後においても、必要に応じて国による最低限の関与を行う点に留意されたい。</p>
<p>備考</p>	<p></p>

事務・権限概要シート

出先機関名：地方厚生（支）局 整理番号（ 7 ）

事務・権限概要シート（個票）

自己仕分けの際の事務・権限名	<ul style="list-style-type: none"> ・ 指定医療機関等の指定等 「児童福祉法」に規定する指定療育機関の指定等 「母子保健法」に規定する指定養育医療機関の指定等 「生活保護法」に規定する指定医療機関の指定
----------------	--

【移譲対象となる事務・権限】

自己仕分けで移譲すると整理した事務・権限の具体的な内容	<p>(移譲する事務・権限名)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 「児童福祉法」に規定する指定療育医療機関の指定等 ○ 「母子保健法」に規定する指定養育医療機関の指定等 ○ 「生活保護法」に規定する指定医療機関の指定 <p>(具体的な内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 「児童福祉法」に規定する指定療育医療機関の指定等について (国が開設した病院について) ・ 指定療育機関の指定（児童福祉法第 20 条第 5 項）（※ 1） ・ 指定療育機関の指定に係る主務大臣への同意の依頼（児童福祉法第 20 条第 5 項） ・ 指定療育医療機関の指定の取消（児童福祉法第 20 条第 8 項） ・ 診療報酬の請求に関する報告徴収及び検査（児童福祉法第 21 条の 4 第 1 項） ・ 診療報酬の支払の一時差し止め（児童福祉法第 21 条の 4 第 2 項） <p>※ 1 児童福祉法施行規則で規定する、指定の申請、変更等の届出及び指定辞退の届出の受理の事務についても対象となる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 「母子保健法」に規定する指定養育医療機関の指定等について (国が開設した病院等について) ・ 指定養育医療機関の指定（母子保健法第 20 条第 5 項）（※ 2） ・ 指定養育医療機関の指定に係る主務大臣への同意の依頼（母子保健法第 20 条第 5 項） ・ 指定養育医療機関の指定の取消（母子保健法第 20 条第 7 項（児童福祉法第 20 条第 8 項を準用）） ・ 診療報酬の請求に関する報告徴収及び検査（母子保健法第 20 条第 7 項（児童福祉法第 21 条の 4 第 1 項を準用）） ・ 診療報酬の支払の一時差し止め（母子保健法第 20 条第 7 項（児童福祉法第 21 条の 4 第 2 項を準用）） <p>※ 2 母子保健法施行規則で規定する、指定の申請、変更等の届出及び指定辞退の届出の受理の事務についても対象となる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 「生活保護法」に規定する指定医療機関の指定について (国が開設した病院若しくは診療所又は薬局について) ・ 指定医療機関の指定（生活保護法第 49 条）
-----------------------------	---

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 指定医療機関の指定に係る主務大臣への同意の依頼（生活保護法第 49 条） ・ 指定医療機関の変更の届出等（生活保護法第 50 条の 2） ・ 指定医療機関の指定の辞退及び取消し（生活保護法第 51 条） ・ 診療内容及び診療報酬の請求に関する報告の徴収及び立入検査（生活保護法第 54 条） ・ 指定医療機関の指定、変更、辞退及び取消しの告示（生活保護法第 55 条の 2） （国が開設した地域密着型介護老人福祉施設、介護老人福祉施設、介護老人保健施設又は介護療養型医療施設について） ・ 指定介護機関の指定（生活保護法第 54 条の 2 第 1 項） ・ 指定介護機関の指定に係る主務大臣への同意の依頼（生活保護法第 54 条の 2 第 1 項） ・ 指定介護機関の変更の届出等（生活保護法第 54 条の 2 第 4 項で準用する同法第 50 条の 2） ・ 指定介護機関の指定の辞退及び取消し（生活保護法第 54 条の 2 第 4 項で準用する同法第 51 条） ・ 介護サービスの内容及び介護の報酬の請求に関する報告の徴収及び立入検査（生活保護法第 54 条の 2 第 4 項で準用する同法第 54 条） ・ 指定介護機関の指定、変更、辞退及び取消しの告示（生活保護法第 55 条の 2）
<p>予算の状況 （単位：百万円）</p>	<p>共通経費等の内数（平成 22 年度予算）</p>
<p>関係職員数</p>	<p>69 人の内数（平成 22 年 7 月 1 日現在）</p>
<p>事務量（アウト プット）</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 児童福祉法に規定する指定療育機関の指定 <ol style="list-style-type: none"> (1) 指定療育機関数 H19 52 H20 53 H21 53 (2) 指定件数 H19 0 件 H20 1 件 H21 1 件 (3) 指定の取消し件数 H19 0 件 H20 0 件 H21 0 件 (4) 変更届等の受理件数 H19 2 件 H20 3 件 H21 3 件 (5) 指定の辞退の申出の受理件数 H19 0 件 H20 0 件 H21 1 件 2. 母子健康法に規定する指定養育医療機関の指定 <ol style="list-style-type: none"> (1) 指定養育 医療機関数 H19 119 H20 119 H21 119 (2) 指定件数 H19 0 件 H20 0 件 H21 1 件 (3) 指定の取消し件数 H19 0 件 H20 0 件 H21 0 件 (4) 変更届等の受理件数 H19 1 件 H20 6 件 H21 7 件 (5) 指定の辞退の申出の受理件数 H19 0 件 H20 0 件 H21 1 件 3 「生活保護法」に規定する指定医療機関の指定 <ol style="list-style-type: none"> (1) 指定医療機関数 H19 259 H20 256 H21 255 (2) 指定件数 H19 1 件 H20 0 件 H21 2 件 (3) 指定の取消し件数 H19 0 件 H20 0 件 H21 0 件 (4) 変更届等の受理件数

	H19 6件 H20 16件 H21 16件 (5) 指定の辞退の申し出の受理件数 H19 2件 H20 1件 H21 3件
備考	

【参考：平成 22 年に行った自己仕分けの結果】

事務・権限の概要	<p>○「児童福祉法」に規定する指定療育機関の指定等</p> <p>目的 結核に罹患している児童に対する療育の給付を行う指定療育機関のうち、国の開設した病院等について指定等の事務を行う。</p> <p>根拠法令 児童福祉法第 20 条第 5 項及び第 8 項、第 21 条の 4 並びに第 59 条の 5 第 1 項</p> <p>関係する計画・通知等 指定療育機関医療担当規程（昭和 34 年厚生省告示第 260 号） 結核にかかっている児童に対する療育の給付について（昭和 36 年 8 月 9 日児発第 826 号）</p> <p>○「母子保健法」に規定する指定養育医療機関の指定等</p> <p>目的 未熟児に対する養育医療の給付を行う指定療育機関のうち、国の開設した病院等について指定等の事務を行う。</p> <p>根拠法令 母子保健法第 20 条第 5 項及び第 7 項（児童福祉法第 20 条第 8 項及び第 21 条の 4 の準用）並びに第 27 条第 1 項</p> <p>関係する計画・通知等 指定養育医療機関医療担当規程（昭和 40 年厚生省告示第 573 号） 未熟児養育事業の実施について（昭和 62 年 7 月 31 日児発第 668 号）</p> <p>○「生活保護法」に規定する指定医療機関の指定</p> <p>目的 生活保護受給者に対して医療を提供する指定医療機関のうち、国の開設した病院等について指定等の事務を行う。</p> <p>根拠法令 生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 49 条、第 50 条の 2、第 51 条第 2 項、第 54 条</p> <p>関係する計画・通知等 生活保護法による医療扶助運営要領について（昭和 36 年 9 月 30 日社発第 727 号）</p>
予算の状況 （単位：百万円）	共通経費等の内数（平成 22 年度予算）
関係職員数	69 人の内数（平成 22 年 7 月 1 日現在）

<p>事務量（アウト プット）</p>	<p>1. 児童福祉法に規定する指定療育機関の指定 (1) 指定療育機関数 H19 52 H20 53 H21 53 (2) 指定件数 H19 0件 H20 1件 H21 1件 (3) 指定の取消し件数 H19 0件 H20 0件 H21 0件 (4) 変更届等の受理件数 H19 2件 H20 3件 H21 3件 (5) 指定の辞退の申出の受理件数 H19 0件 H20 0件 H21 1件 2. 母子健康法に規定する指定養育医療機関の指定 (1) 指定養育 医療機関数 H19 119 H20 119 H21 119 (2) 指定件数 H19 0件 H20 0件 H21 1件 (3) 指定の取消し件数 H19 0件 H20 0件 H21 0件 (4) 変更届等の受理件数 H19 1件 H20 6件 H21 7件 (5) 指定の辞退の申出の受理件数 H19 0件 H20 0件 H21 1件 3. 「生活保護法」に規定する指定医療機関の指定 (1) 指定医療機関数 H19 259 H20 256 H21 255 (2) 指定件数 H19 1件 H20 0件 H21 2件 (3) 指定の取消し件数 H19 0件 H20 0件 H21 0件 (4) 変更届等の受理件数 H19 6件 H20 16件 H21 16件 (5) 指定の辞退の申し出の受理件数 H19 2件 H20 1件 H21 3件</p>
<p>地方側の意見</p>	<p>全国知事会 出先機関原則廃止PTの最終報告：地方へ移譲</p>
<p>その他各方面の 意見</p>	<p>地方分権改革推進委員会第2次勧告：地方へ移譲</p>
<p>既往の政府方針 等</p>	
<p>自己仕分け 【仕分け結果】 A - a</p>	<p>・ 現行の規定では、国が開設した病院等については厚生労働大臣が、その他の病院等については都道府県知事が、それぞれ指定等の事務を行うこととされているが、その指定基準等は、病院等の設置主体にかかわらず同一であることから、国が開設した病院等についてのみ、指定等の事務を国が行う必要性に乏しいため。</p> <p>※ 当該業務を適時適切に実施することが可能な人員体制及び広域的な連携体制が整備されること、移譲した業務についてはその責任を地方において負うことを条件とする。さもなければ、移譲後においても、必要に応じて国による最低限の関与を行う点に留意されたい。</p>
<p>備考</p>	

事務・権限概要シート

出先機関名：地方厚生（支）局 整理番号（ 8 ）

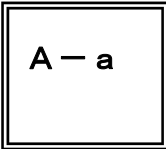
事務・権限概要シート（個票）	
自己仕分けの際の事務・権限名	指定医療機関等の指定等 ・「戦傷病者特別援護法」に規定する指定医療機関の指定

【移譲対象となる事務・権限】

自己仕分けで移譲すると整理した事務・権限の具体的な内容	<p>（移譲する事務・権限名）</p> <p>○指定医療機関等の指定等 「戦傷病者特別援護法」に規定する指定医療機関の指定</p> <p>（具体的な内容）</p> <p>戦傷病者特別援護法に基づき、戦傷病者の先の大戦における公務上の傷病に関し、必要な療養の給付を行うため、療養を行う医療機関の指定等を行うもの。</p> <p>【主な業務内容】</p> <p>（１）指定医療機関の指定（法第 12 条）</p> <p>（２）指定医療機関が療養を行うについての指導（法第 13 条第 2 項）</p> <p>（３）指定医療機関に対する報告要求、立入検査、診療報酬の支払の一時差止め（法第 16 条 1 項及び第 2 項）</p> <p>（４）指定医療機関以外の医療機関に対する報告要求等（法第 17 条第 3 項）</p>
予算の状況 （単位：百万円）	共通経費等の内数（平成 22 年度予算）
関係職員数	69 人の内数（平成 22 年 7 月 1 日現在）
事務量（アウトプット）	<p>・「戦傷病者特別援護法」に規定する指定医療機関の指定</p> <p>(1) 指定医療機関数 H19 172 H20 171 H21 170</p> <p>(2) 指定件数 H19 0 H20 0 H21 0</p> <p>(3) 指定の取消し件数 H19 0 H20 0 H21 0</p> <p>(4) 変更届等の受理件数 H19 3 H20 13 H21 14</p> <p>(5) 指定の辞退の申出の受理件数 H19 0 H20 0 H21 0</p>
備考	

【参考：平成 22 年に行った自己仕分けの結果】

事務・権限の概要	<p>戦傷病者特別援護法に基づき、戦傷病者の先の大戦における公務上の傷病に関し、必要な療養の給付を行うため、療養を行う医療機関の指定等を行うもの。</p> <p>【主な業務内容】</p> <p>（１）指定医療機関の指定（法第 12 条）</p> <p>（２）指定医療機関が療養を行うについての指導（法第 13 条第 2 項）</p> <p>（３）指定医療機関に対する報告要求、立入検査、診療報酬の支払の一時差止め（法第 16 条 1 項及び第 2 項）</p> <p>（４）指定医療機関以外の医療機関に対する報告要求等（法第 17 条第 3 項）</p>
----------	---

予算の状況 (単位:百万円)	共通経費等の内数(平成 22 年度予算)
関係職員数	69 人の内数(平成 22 年 7 月 1 日現在)
事務量 (アウト プット)	<p>・「戦傷病者特別援護法」に規定する指定医療機関の指定</p> <p>(1) 指定医療機関数 H19 172 H20 171 H21 170</p> <p>(2) 指定件数 H19 0 H20 0 H21 0</p> <p>(3) 指定の取消し件数 H19 0 H20 0 H21 0</p> <p>(4) 変更届等の受理件数 H19 3 H20 13 H21 14</p> <p>(5) 指定の辞退の申出の受理件数 H19 0 H20 0 H21 0</p>
地方側の意見	全国知事会 出先機関原則廃止 P T の最終報告：地方へ移譲
その他各方面の 意見	—
既往の政府方針 等	<p>戦傷病者特別援護法による療養の給付は、「軍人軍属等であった者の公務上の傷病に関し、国家補償の観点に基づき」(同法第 1 条) 行うものであり、これに要する費用についても全額国の負担により行われている。</p> <p>したがって、当該事務は国の責任において統一的に実施する必要があり、引き続き、国の事務としつつ、本省よりも実情を把握しやすい地方厚生局において担当することが、効果的・効率的であると考えます。</p>
自己仕分け 【仕分け結果】 	<p>戦傷病者特別援護法による療養の給付は、「軍人軍属等であった者の公務上の傷病に関し、国家補償の観点に基づき」(同法第 1 条) 行うものであり、これに要する費用についても全額国の負担により行われている。</p> <p>当該事務は国が適正な水準、内容の医療を確保する義務を負っているが、指定医療機関等の指定についての考え方はすでに法令等で定めているため、都道府県がこの考え方に従って当該業務を実施することは可能と考える。</p> <p>※ 当該業務を適時適切に実施することが可能な人員体制及び広域的な連携体制が整備されること、移譲した業務についてはその責任を地方において負うことを条件とする。さもなければ、移譲後においても、必要に応じて国による最低限の関与を行う点に留意されたい。</p>
備考	

事務・権限概要シート

出先機関名：地方厚生（支）局	整理番号（12及び13）
----------------	--------------

事務・権限概要シート（個票）

自己仕分けの際の事務・権限名	<ul style="list-style-type: none"> ・養成施設等の指定及び監督 保健師、助産師、看護師、理学療法士、作業療法士、診療放射線技師、臨床検査技師、視能訓練士、臨床工学技士、義肢装具士、救急救命士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、歯科衛生士、歯科技工士、保育士、社会福祉士、介護福祉士、児童福祉司、児童福祉施設の職員、児童自立支援専門員、社会福祉主事、精神保健福祉士、身体障害者福祉司、知的障害者福祉司、理容師、美容師、食鳥処理衛生管理者、食品衛生管理者、食品衛生監視員、栄養士、調理師、製菓衛生師 ・講習会の指定・登録 食品衛生管理者資格認定講習会、食鳥処理衛生管理者資格取得講習会
----------------	---

【移譲対象となる事務・権限】

自己仕分けで移譲すると整理した事務・権限の具体的な内容	<p><保健師、助産師、看護師、理学療法士、作業療法士、診療放射線技師、臨床検査技師、視能訓練士、臨床工学技士、義肢装具士、救急救命士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、歯科衛生士、歯科技工士></p> <p>（移譲する事務・権限名）</p> <p>○保健師、助産師、看護師、理学療法士、作業療法士、診療放射線技師、臨床検査技師、視能訓練士、臨床工学技士、義肢装具士、救急救命士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、歯科衛生士及び歯科技工士を養成する施設の指定、変更承認、指定取り消し、報告及び調査等</p> <p>（具体的な内容）</p> <p>上記に掲げる医療関係職種の養成施設の指定・変更承認・指定取り消しに係る申請書類の審査等の業務及び養成の適切な実施を確保するための教育方法、設備その他の事項に関し報告を求め、若しくは指導をし、実地調査等を行う。</p> <p><保育士></p> <p>（移譲する事務・権限名）</p> <p>○保育士養成施設の指定及び監督</p> <p>（具体的な内容）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育士養成施設の指定に関する事項 ・保育士養成施設の指定内容変更の承認に関する事項 ・保育士養成施設の指定内容変更の届出に関する事項 ・保育士養成施設の指定の取消しに関する事項 ・保育士養成施設の年次報告に関する事項 ・保育士養成施設に対する報告徴収及び検査に関する事項 等 <p><社会福祉士、介護福祉士、社会福祉主事></p> <p>（移譲する事務・権限名）</p> <p>○養成施設等の指定及び監督</p> <p>（具体的な内容）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・養成施設の指定に関する事項 ・養成施設の指定内容変更の承認に関する事項 ・養成施設の指定内容変更の届出に関する事項 ・養成施設の設置等計画者に対する申請書提出の指示に関する事項 ・養成施設の実地調査に関する事項
-----------------------------	---

- ・養成施設の指定の取消しに関する事項
- ・養成施設の年次報告に関する事項
- ・養成施設に対する報告徴収及び指示に関する事項 等

<精神保健福祉士>

(移譲する事務・権限名)

○精神保健福祉士登録研修機関の指定

(具体的な内容)

- ・精神保健福祉士登録研修機関の登録に関する事項
- ・精神保健福祉士登録研修機関の登録内容変更の届出に関する事項
- ・精神保健福祉士登録研修機関の登録の取消しに関する事項 等

<身体障害者福祉司、知的障害者福祉司>

(移譲する事務・権限名)

○身体障害者福祉司・知的障害者福祉司を養成施設の指定

(具体的な内容)

- ・身体障害者福祉司・知的障害者福祉司の養成施設の指定に関する事務

<児童福祉司>

(移譲する事務・権限名)

○児童福祉司養成施設の指定及び監督

(具体的な内容)

- ・児童福祉司養成施設の指定に関する事項
- ・児童福祉司養成施設の指定の取消しに関する事項
- ・児童福祉司養成施設に対する報告（請求）、指導に関する事項 等

<児童福祉施設の職員>

(移譲する事務・権限名)

○児童福祉施設の職員養成施設の指定及び監督

(具体的な内容)

- ・児童福祉施設の職員養成施設の指定に関する事項
- ・児童福祉施設の職員養成施設の指定の取消しに関する事項
- ・児童福祉施設の職員養成施設に対する報告（請求）、指導に関する事項 等

<児童自立支援専門員>

(移譲する事務・権限名)

○児童自立支援専門員養成施設の指定及び監督

(具体的な内容)

- ・児童自立支援専門員養成施設の指定に関する事項
- ・児童自立支援専門員養成施設の指定の取消しに関する事項
- ・児童自立支援専門員養成施設に対する報告（請求）、指導に関する事項 等

<理容師及び美容師>

(移譲する事務・権限名)

	<p>○理容師養成施設及び美容師養成施設の指定及び監督 (具体的な内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・理容師、美容師養成施設の指定に関する事項 ・理容師、美容師養成施設の指定内容変更の承認に関する事項 ・理容師、美容師養成施設の指定内容変更の届出に関する事項 ・理容師、美容師養成施設の指定の取消しに関する事項 ・理容師、美容師養成施設の年次報告に関する事項 ・理容師、美容師養成施設に対する報告徴収及び指示に関する事項 等 <p><栄養士及び調理師> (移譲する事務・権限名)</p> <p>○栄養士、調理師養成施設の指定及び監督 (具体的な内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・栄養士、調理師養成施設の指定に関する事項 ・栄養士、調理師養成施設の内容変更の承認に関する事項 ・栄養士、調理師養成施設の内容変更の届出に関する事項 ・栄養士、調理師養成施設の届出に関する事項 ・栄養士、調理師養成施設の実地調査及び指導調査に関する事項 ・栄養士、調理師養成施設の指定の取消しに関する事項 ・栄養士、調理師養成施設に対する報告(請求)徴収及び指示に関する事項 等 <p><食鳥処理衛生管理者、食品衛生管理者、食品衛生監視員、製菓衛生師>、 <・講習会の指定・登録 食品衛生管理者資格認定講習会、食鳥処理衛生 管理者資格取得講習会> (移譲する事務・権限名)</p> <p>○養成施設等の指定及び監督</p> <p>○講習会の指定・登録 (具体的な内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・養成施設の指定(登録)に関する事項 ・養成施設の指定内容変更の承認に関する事項 ・養成施設の指定(登録)内容変更の届出に関する事項 ・養成施設の設置等計画者に対する申請書提出の指示に関する事項 ・養成施設の実地調査に関する事項 ・養成施設の指定(登録)の取消しに関する事項 ・養成施設の年次報告に関する事項 ・養成施設に対する報告徴収及び指示に関する事項 ・講習会の登録に関する事項 ・講習会の実施内容変更の届出に関する事項 ・講習会の休廃止の届出に関する事項 ・講習会の実施計画者に対する申請書提出の指示に関する事項 ・講習会の改善命令に関する事項 ・講習会の登録の取消しに関する事項 ・講習会の実施者に対する報告徴収及び指示に関する事項 ・講習会の実施者に対する立入検査に関する事項 等
<p>予算の状況 (単位:百万円)</p>	<p>45百万円の内数(平成22年度予算)</p>
<p>関係職員数</p>	<p>55人の内数(平成22年7月1日現在)</p>

事務量（アウト プット）	・養成施設等の指定及び監督
	1. 理容師養成施設
	(1) 課程数 H19 195 H20 220 H21 211
	(2) 新規指定数 H19 0 H20 2 H21 0
	(3) 取消数 H19 7 H20 5 H21 4
	(4) 指定内容の変更承認数 H19 9 H20 5 H21 41
	(5) 指定内容の変更届出数 H19 32 H20 192 H21 192
	(6) 指導調査実施数 H19 19 H20 31 H21 32
	2. 美容師養成施設
	(1) 課程数 H19 472 H20 514 H21 512
	(2) 新規指定数 H19 2 H20 7 H21 8
	(3) 取消数 H19 5 H20 6 H21 5
	(4) 指定内容の変更承認数 H19 29 H20 136 H21 67
	(5) 指定内容の変更届出数 H19 88 H20 555 H21 489
	(6) 指導調査実施数 H19 61 H20 67 H21 56
	3. 食品衛生管理者養成施設
	(1) 課程数 H19 188 H20 204 H21 214
	(2) 新規指定数 H19 7 H20 11 H21 17
	(3) 取消数 H19 0 H20 5 H21 2
	(4) 指定内容の変更承認数 H19 0 H20 0 H21 0
	(5) 指定内容の変更届出数 H19 102 H20 138 H21 112
	(6) 指導調査実施数 H19 41 H20 29 H21 28
	4. 指定保育士養成施設
	(1) 課程数 H19 544 H20 563 H21 583
	(2) 新規指定数 H19 28 H20 33 H21 12
	(3) 取消数 H19 9 H20 13 H21 9
	(4) 指定内容の変更承認数 H19 123 H20 147 H21 325
	(5) 指定内容の変更届出数 H19 109 H20 153 H21 166
	(6) 指導調査実施数 H19 56 H20 60 H21 96
	5. 社会福祉士養成施設
	(1) 課程数 H19 64 H20 66 H21 67
	(2) 新規指定数 H19 5 H20 7 H21 4
	(3) 取消数 H19 3 H20 6 H21 1
	(4) 指定内容の変更承認数 H19 53 H20 47 H21 15
	(5) 指定内容の変更届出数 H19 13 H20 75 H21 79
	(6) 指導調査実施数 H19 7 H20 4 H21 13
	6. 介護福祉士養成施設
	(1) 課程数 H19 457 H20 506 H21 486
	(2) 新規指定数 H19 22 H20 10 H21 12
	(3) 取消数 H19 13 H20 31 H21 46
	(4) 指定内容の変更承認数 H19 287 H20 177 H21 60
	(5) 指定内容の変更届出数 H19 182 H20 598 H21 331
	(6) 指導調査実施数 H19 78 H20 26 H21 77
	7. 福祉系高等学校
	(1) 課程数 H19 0 H20 0 H21 158
	(2) 新規指定数 H19 0 H20 158 H21 4
	(3) 取消数 H19 0 H20 0 H21 1
	(4) 指定内容の変更承認数 H19 0 H20 0 H21 8
	(5) 指定内容の変更届出数 H19 0 H20 0 H21 96
	(6) 指導調査実施数 H19 0 H20 0 H21 4
	8. 社会福祉主事養成機関
	(1) 課程数 H19 93 H20 90 H21 73
	(2) 新規指定数 H19 2 H20 0 H21 2
	(3) 取消数 H19 10 H20 17 H21 11
	(4) 指定内容の変更承認数 H19 22 H20 34 H21 12
	(5) 指定内容の変更届出数 H19 52 H20 48 H21 48
	(6) 指導調査実施数 H19 14 H20 5 H21 11
	9. 精神保健福祉士養成施設
	(1) 課程数 H19 66 H20 68 H21 65
	(2) 新規指定数 H19 6 H20 5 H21 1

(3) 取消数	H19	4	H20	8	H21	4
(4) 指定内容の変更承認数	H19	62	H20	102	H21	52
(5) 指定内容の変更届出数	H19	22	H20	21	H21	16
(6) 指導調査実施数	H19	11	H20	7	H21	3
10. 児童福祉司養成施設						
(1) 課程数	H19	3	H20	3	H21	3
(2) 新規指定数	H19	0	H20	0	H21	0
(3) 取消数	H19	0	H20	0	H21	0
(4) 指定内容の変更承認数	H19	0	H20	0	H21	0
(5) 指定内容の変更届出数	H19	0	H20	0	H21	0
(6) 指導調査実施数	H19	1	H20	0	H21	0
11. 児童福祉施設職員養成施設						
(1) 課程数	H19	2	H20	2	H21	2
(2) 新規指定数	H19	0	H20	0	H21	0
(3) 取消数	H19	0	H20	0	H21	0
(4) 指定内容の変更承認数	H19	0	H20	0	H21	1
(5) 指定内容の変更届出数	H19	0	H20	0	H21	0
(6) 指導調査実施数	H19	1	H20	0	H21	0
12. 児童自立支援施設職員養成施設						
(1) 課程数	H19	1	H20	1	H21	1
(2) 新規指定数	H19	0	H20	0	H21	0
(3) 取消数	H19	0	H20	0	H21	0
(4) 指定内容の変更承認数	H19	0	H20	0	H21	0
(5) 指定内容の変更届出数	H19	0	H20	0	H21	0
(6) 指導調査実施数	H19	0	H20	0	H21	0
13. 知的障害者福祉司養成施設						
(1) 課程数	H19	1	H20	1	H21	1
(2) 新規指定数	H19	0	H20	0	H21	0
(3) 取消数	H19	0	H20	0	H21	0
(4) 指定内容の変更承認数	H19	0	H20	0	H21	0
(5) 指定内容の変更届出数	H19	0	H20	0	H21	0
(6) 指導調査実施数	H19	0	H20	0	H21	0
14. 救急救命士養成所						
(1) 課程数	H19	36	H20	38	H21	41
(2) 新規指定数	H19	2	H20	3	H21	2
(3) 取消数	H19	0	H20	1	H21	0
(4) 指定内容の変更承認数	H19	26	H20	14	H21	23
(5) 指定内容の変更届出数	H19	8	H20	13	H21	9
(6) 指導調査実施数	H19	6	H20	8	H21	4
15. 診療放射線技師養成所						
(1) 課程数	H19	19	H20	19	H21	18
(2) 新規指定数	H19	0	H20	0	H21	0
(3) 取消数	H19	1	H20	1	H21	0
(4) 指定内容の変更承認数	H19	17	H20	11	H21	10
(5) 指定内容の変更届出数	H19	4	H20	3	H21	4
(6) 指導調査実施数	H19	3	H20	2	H21	0
16. 臨床検査技師養成所						
(1) 課程数	H19	28	H20	27	H21	25
(2) 新規指定数	H19	0	H20	0	H21	0
(3) 取消数	H19	1	H20	2	H21	1
(4) 指定内容の変更承認数	H19	13	H20	16	H21	12
(5) 指定内容の変更届出数	H19	7	H20	6	H21	11
(6) 指導調査実施数	H19	3	H20	0	H21	2
17. 理学・作業療法士養成施設						
(1) 課程数	H19	337	H20	366	H21	368
(2) 新規指定数	H19	24	H20	2	H21	0
(3) 取消数	H19	11	H20	4	H21	8
(4) 指定内容の変更承認数	H19	271	H20	365	H21	342
(5) 指定内容の変更届出数	H19	51	H20	91	H21	75
(6) 指導調査実施数	H19	54	H20	29	H21	73

18. 視能訓練士養成所						
(1) 課程数	H19	20	H20	22	H21	23
(2) 新規指定数	H19	2	H20	1	H21	1
(3) 取消数	H19	1	H20	1	H21	1
(4) 指定内容の変更承認数	H19	13	H20	13	H21	12
(5) 指定内容の変更届出数	H19	9	H20	9	H21	15
(6) 指導調査実施数	H19	4	H20	2	H21	3
19. 臨床工学技士養成所						
(1) 課程数	H19	40	H20	43	H21	45
(2) 新規指定数	H19	2	H20	1	H21	2
(3) 取消数	H19	0	H20	0	H21	0
(4) 指定内容の変更承認数	H19	29	H20	20	H21	23
(5) 指定内容の変更届出数	H19	16	H20	25	H21	19
(6) 指導調査実施数	H19	6	H20	4	H21	4
20. 義肢装具士養成所						
(1) 課程数	H19	7	H20	8	H21	8
(2) 新規指定数	H19	1	H20	0	H21	0
(3) 取消数	H19	0	H20	0	H21	0
(4) 指定内容の変更承認数	H19	7	H20	6	H21	6
(5) 指定内容の変更届出数	H19	2	H20	4	H21	2
(6) 指導調査実施数	H19	0	H20	2	H21	0
21. 言語聴覚士養成所						
(1) 課程数	H19	46	H20	51	H21	53
(2) 新規指定数	H19	3	H20	2	H21	1
(3) 取消数	H19	1	H20	1	H21	1
(4) 指定内容の変更承認数	H19	61	H20	87	H21	85
(5) 指定内容の変更届出数	H19	17	H20	27	H21	22
(6) 指導調査実施数	H19	5	H20	5	H21	10
22. あ・は・き師等養成施設						
(1) 課程数	H19	158	H20	177	H21	189
(2) 新規指定数	H19	12	H20	12	H21	3
(3) 取消数	H19	5	H20	6	H21	8
(4) 指定内容の変更承認数	H19	38	H20	60	H21	52
(5) 指定内容の変更届出数	H19	44	H20	59	H21	44
(6) 指導調査実施数	H19	28	H20	23	H21	24
23. 柔道整復師養成施設						
(1) 課程数	H19	130	H20	161	H21	174
(2) 新規指定数	H19	17	H20	11	H21	1
(3) 取消数	H19	1	H20	3	H21	7
(4) 指定内容の変更承認数	H19	42	H20	59	H21	53
(5) 指定内容の変更届出数	H19	27	H20	31	H21	40
(6) 指導調査実施数	H19	24	H20	30	H21	28
24. 歯科衛生士養成所						
(1) 課程数	H19	128	H20	138	H21	138
(2) 新規指定数	H19	6	H20	5	H21	5
(3) 取消数	H19	6	H20	5	H21	6
(4) 指定内容の変更承認数	H19	70	H20	81	H21	97
(5) 指定内容の変更届出数	H19	21	H20	34	H21	23
(6) 指導調査実施数	H19	9	H20	10	H21	10
25. 歯科技工士養成所						
(1) 課程数	H19	50	H20	52	H21	51
(2) 新規指定数	H19	0	H20	0	H21	2
(3) 取消数	H19	3	H20	0	H21	5
(4) 指定内容の変更承認数	H19	4	H20	8	H21	7
(5) 指定内容の変更届出数	H19	5	H20	19	H21	6
(6) 指導調査実施数	H19	5	H20	10	H21	2
26. 保健師助産師看護師養成所						
(1) 課程数	H19	726	H20	757	H21	759
(2) 新規指定数	H19	30	H20	21	H21	20
(3) 取消数	H19	39	H20	19	H21	14

	(4) 指定内容の変更承認数 H19 326 H20 804 H21 536 (5) 指定内容の変更届出数 H19 133 H20 163 H21 210 (6) 指導調査実施数 H19 105 H20 87 H21 108 27. 栄養士養成施設 (1) 課程数 H19 195 H20 207 H21 204 (2) 新規指定数 H19 2 H20 7 H21 3 (3) 取消数 H19 8 H20 4 H21 6 (4) 指定内容の変更承認数 H19 56 H20 63 H21 41 (5) 指定内容の変更届出数 H19 62 H20 52 H21 32 (6) 指導調査実施数 H19 27 H20 39 H21 27 28. 調理師養成施設 (1) 課程数 H19 383 H20 407 H21 436 (2) 新規指定数 H19 5 H20 5 H21 6 (3) 取消数 H19 8 H20 8 H21 2 (4) 指定内容の変更承認数 H19 22 H20 26 H21 15 (5) 指定内容の変更届出数 H19 64 H20 29 H21 28 (6) 指導調査実施数 H19 74 H20 42 H21 36 29. 製菓衛生師養成施設 (1) 課程数 H19 137 H20 176 H21 188 (2) 新規指定数 H19 19 H20 14 H21 7 (3) 取消数 H19 3 H20 3 H21 2 (4) 指定内容の変更承認数 H19 12 H20 17 H21 8 (5) 指定内容の変更届出数 H19 20 H20 82 H21 36 (6) 指導調査実施数 H19 32 H20 55 H21 24 ・講習会の指定・登録 1. 食品衛生管理者資格認定講習会の登録数 H19 2 H20 0 H21 0 2. 食鳥処理衛生管理者資格取得講習会の登録数 H19 0 H20 0 H21 1 3. 介護技術講習会等に係る実施報告の受理数 H19 1,133 H20 1,083 H21 1,055 4. 社会福祉主事資格認定講習会の事業報告書の受理数 H19 7 H20 6 H21 5 5. 児童福祉司資格認定講習会の事業報告書の受理数 H19 1 H20 1 H21 1 6. 社会福祉士実習演習担当教員講習会実施届の受理数 H19 0 H20 0 H21 2 7. 社会福祉士実習指導者講習会実施届けの受理数 H19 0 H20 0 H21 4 8. 介護教員講習会実施届の受理数 H19 0 H20 1 H21 3 9. 介護福祉士実習指導者講習会実施届の受理数 H19 0 H20 4 H21 13
備考	

【参考：平成 22 年に行った自己仕分けの結果】

事務・権限の概要	<p>【目的】 国家試験の受験資格等を得るため、各医療保健関係職種として必要な知識及び技能を修得させる養成を実施する。</p> <p>【根拠法令】 保健師助産師看護師法、理学療法士及び作業療法士法、診療放射線技師法、臨床検査技師等に関する法律、視能訓練士法、臨床工学技士法、義肢装具士法、救急救命士法、言語聴覚士法、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律、</p>
----------	--

	柔道整復師法、歯科衛生士法、歯科技工士法、理容師法、美容師法、栄養士法、調理師法、食品衛生法、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律、児童福祉法、社会福祉士及び介護福祉士法、社会福祉法、精神保健福祉士法及び製菓衛生師法 【業務内容】 ・養成施設の指定に関する事項 ・養成施設の指定内容変更の承認に関する事項 ・養成施設の指定内容変更の届出に関する事項 ・養成施設の設置等計画者に対する申請書提出の指示に関する事項 ・養成施設の実地調査に関する事項 ・養成施設の指定の取消しに関する事項 ・養成施設の年次報告に関する事項 ・養成施設に対する報告徴収及び指示に関する事項 等
予算の状況 (単位:百万円)	45百万円の内数(平成22年度予算)
関係職員数	55人の内数(平成22年7月1日現在)
事務量(アウト プット)	・養成施設等の指定及び監督 1. 理容師養成施設 (1) 課程数 H19 195 H20 220 H21 211 (2) 新規指定数 H19 0 H20 2 H21 0 (3) 取消数 H19 7 H20 5 H21 4 (4) 指定内容の変更承認数 H19 9 H20 5 H21 41 (5) 指定内容の変更届出数 H19 32 H20 192 H21 192 (6) 指導調査実施数 H19 19 H20 31 H21 32 2. 美容師養成施設 (1) 課程数 H19 472 H20 514 H21 512 (2) 新規指定数 H19 2 H20 7 H21 8 (3) 取消数 H19 5 H20 6 H21 5 (4) 指定内容の変更承認数 H19 29 H20 136 H21 67 (5) 指定内容の変更届出数 H19 88 H20 555 H21 489 (6) 指導調査実施数 H19 61 H20 67 H21 56 3. 食品衛生管理者養成施設 (1) 課程数 H19 188 H20 204 H21 214 (2) 新規指定数 H19 7 H20 11 H21 17 (3) 取消数 H19 0 H20 5 H21 2 (4) 指定内容の変更承認数 H19 0 H20 0 H21 0 (5) 指定内容の変更届出数 H19 102 H20 138 H21 112 (6) 指導調査実施数 H19 41 H20 29 H21 28 4. 指定保育士養成施設 (1) 課程数 H19 544 H20 563 H21 583 (2) 新規指定数 H19 28 H20 33 H21 12 (3) 取消数 H19 9 H20 13 H21 9 (4) 指定内容の変更承認数 H19 123 H20 147 H21 325 (5) 指定内容の変更届出数 H19 109 H20 153 H21 166 (6) 指導調査実施数 H19 56 H20 60 H21 96 5. 社会福祉士養成施設 (1) 課程数 H19 64 H20 66 H21 67 (2) 新規指定数 H19 5 H20 7 H21 4 (3) 取消数 H19 3 H20 6 H21 1 (4) 指定内容の変更承認数 H19 53 H20 47 H21 15 (5) 指定内容の変更届出数 H19 13 H20 75 H21 79 (6) 指導調査実施数 H19 7 H20 4 H21 13 6. 介護福祉士養成施設 (1) 課程数 H19 457 H20 506 H21 486 (2) 新規指定数 H19 22 H20 10 H21 12 (3) 取消数 H19 13 H20 31 H21 46 (4) 指定内容の変更承認数 H19 287 H20 177 H21 60